



国民健康保険制度改正により 変わること・変わらないこと

制度改正により、国民健康保険被保険者の皆さんについては、次のことが変更になります。

■ 変わること

①被保険者証の様式

平成30年8月以降の一斉更新時から新様式のものをお届けします。現在、国民健康保険に加入している人は、あらためて加入の手続きなどを行う必要はありません。

| 現行 | | 改正案 | |
|-------------|------------|----------------|------------|
| 国民健康保険被保険者証 | 有効期限 年 月 日 | 岩手県国民健康保険被保険者証 | 有効期限 年 月 日 |
| 記号 | 番号 | 記号 | 番号 |
| 氏名 | 性別 | 氏名 | 性別 |
| 生年月日 | | 生年月日 | |
| 資格取得年月日 | | 適用開始年月日 | |
| 交付年月日 | | 交付年月日 | |
| 世帯主氏名 | | 世帯主氏名 | |
| 住所 | | 住所 | |
| 保険者番号 | | 保険者番号 | |
| 保険者名 | | 交付者名 | |

注：改正案には「都道府県名が入ります」「市町村による資格管理の開始日が入ります」「交付者はこれまでどおり市町村です」の注釈があります。

②高額療養費の多数回該当の回数引き継ぎ

高額療養費の多数回該当は、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上である場合に自己負担額が引き下げられる制度ですが、これまでは、他市町村へ住所異動した場合、国保の資格を喪失するため該当回数は通算できませんでした。平成30年度以降は、岩手県内での住所異動であれば資格の喪失とはならないため、多数回該当の回数が引き継がれ、経済的な負担が軽減されます。

| これまで | 県内他市町村へ転出 | | | |
|----------|-----------|-----|-----|-----------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 8月 9月 10月 |
| これまで | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 1回目 2回目 3回目 4回目 |
| 平成30年度以降 | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目 5回目 6回目 7回目 |

■ 変わらないこと

①申請先や届け出先、自己負担割合など

被保険者の皆さんの各種申請や届け出は、これまでどおり大船渡市の窓口で手続きを行います。医療の受け方や自己負担割合も変更ありません。

②国民健康保険税の納付先

国民健康保険税の税率は、岩手県が示す標準保険料率を参考にして、大船渡市で決定し、保険税はこれまでどおり市に納めます。

～特定健康診査受診による健康管理やジェネリック医薬品の使用など～ 医療費の抑制にご協力をお願いします

市町村が岩手県に納付する納付金額は、県全体の保険給付費から公費などを除いた費用について、各市町村の所得水準、被保険者数および医療費水準を反映して毎年度算定されます。

この納付額(国民健康保険税額)の負担を軽減するためには、医療費を抑制し医療費水準を下げる事が重要であるため、住民の皆さんには

特定健康診査受診による健康管理やジェネリック医薬品の使用など、可能な範囲での医療費抑制にご協力をお願いします。

1に運動 2に食事 しっかり禁煙
最後にクスリ ～健康寿命の延伸～
(平成29年度健康増進普及月間統一標語)



平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

～申請や届け出は、これまでどおり市役所の窓口で～

▷問い合わせ先＝国保年金課国保係(☎内線143)

国民健康保険制度の見直し

国民健康保険制度は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入するという国民皆保険の基盤となる仕組みです。しかし、これまで「被保険者の平均年齢が高く医療費水準が高い」「被保険者の所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模自治体が多く、財政赤字の市町村も多く存在する」などの構造的な課題を抱えていました。

これらの問題を改善し、国

都道府県と市町村の役割分担

制度改正により、岩手県と大船渡市は【表1】の役割分担により国民健康保険の運営に当たります。

また、岩手県は県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を策定し、市町村が担う事務の効率化・標準化を推進します。

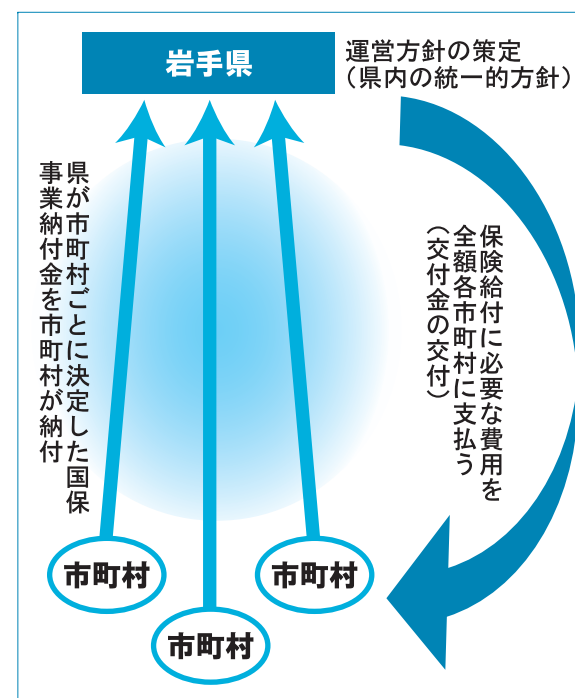
財政運営の仕組みは【図1】のとおり、岩手県が市町村ごとに決定した国民健康保険事

国民健康保険制度を安定的に運営していくため、平成30年度から、国の責任として毎年約3,400億円の追加的な財政支援を行うとともに、運営の仕組みなどが改正されることになりました。

業費納付金を市町村が県に納付し、県は保険給付に必要な費用を全額、各市町村に支払うこととなります。



【図1】財政運営の仕組み



【表1】岩手県と大船渡市の役割分担

| | 岩手県 | 大船渡市 |
|------|--|--|
| 役割 | 安定的な財政運営や効率的な事業などの実施について、中心的な役割を担います。 | 住民の身近な窓口として、被保険者証の発行や保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行います。 |
| 財政運営 | ・市町村ごとの納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営 | ・国民健康保険事業費納付金を県に納付 |
| 資格管理 | ・事務の効率化、標準化、広域化を推進 | ・資格管理(被保険者証などの発行など) |
| 保険税 | ・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ・国民健康保険事業費納付金を決定 | ・標準保険料率などを参考に保険税率を決定 ・保険税の賦課・徴収 |
| 保険給付 | ・保険給付に必要な費用の全額を、国民健康保険給付費等交付金として市町村に支払う ・市町村が行った保険給付の点検 | ・保険給付の決定、支給 |
| 保健事業 | ・市町村に対し、必要な助言・支援 | ・特定健診やデータヘルス事業など、よりきめ細かい保健事業の実施 |